

障害者施策について指摘された 課題とその対応

(平成20年11月26日現在)

障害者施策について指摘された課題とその対応

1. 啓発・広報分野

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する国民全体の理解や意識を高めるために啓発活動を継続すべき。 ・障害者団体が参加できる啓発行事を実施すべき。 	<p>実施計画において、障害者週間の行事の実施等を通じて、共生社会の理念の普及を図るとともに、企業及び民間団体との連携による啓発・広報を推進することとしている。(内閣府)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害についての社会的理解の更なる向上に努めるべき。 ・特に、「世界自閉症啓発デー」における広報を実施すべき。 ・マスメディアが精神障害に対する偏見差別のない情報を提供する必要。 ・盲ろうに対する社会的認知も高めるべき。 	<p>実施計画において、障害及び障害者に対する理解を引き続き促進するとともに、国民の理解が遅れているとされる精神障害、発達障害等について、その障害の特性や必要な配慮等に関し、国民の理解と協力を得られるよう一層の啓発・広報を推進することとしている。</p> <p>「世界自閉症啓発デー」に関しては、平成 20 年度、厚生労働大臣のメッセージを発達障害情報センターに掲載するとともに、地方公共団体や関係団体向けに発出したところ。来年度は、ポスター、パンフレットの作成やシンポジウム等の開催を検討中。(厚生労働省)</p> <p>発達障害教育情報センターにおいて、「世界自閉症啓発デー」についての広報や自閉症を含む発達障害についての正しい理解啓発等の推進を図ることとしている。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害について、行政やマスコミが一体となった啓発に取り組むべき。 	<p>実施計画において、企業及び民間団体との連携、マスメディアの協力による啓発・広報を推進することとしている。(関係省庁)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会における日常的な交流の場が必要。 ・特別支援学校を開放するなどにより、障害児の実態を地域の人に見てもらうような機会が必要。 	<p>実施計画において、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図ることとしている。(厚生労働省、文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・差別事例の調査研究を実施し、差別について広く国民の理解を得るべき。 	<p>実施計画において、障害のある人が障害のない人と同じように生活するために必要な配慮・工夫について国民の理解と協力を得るため、啓発・広報を推進することとしている。</p> <p>平成 20 年度、障害を理由とする差別事例等の調査研究を実施しているところ。その成果を踏まえ、広報の充実等を図ることとしている。(内閣府)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約及びその重要な理念について国民に対する啓発活動を積極的に行うべき。 ・わかりやすい障害者権利条約を作成・配付すべき。 	<p>実施計画において、条約の国民への周知を図ることとしている。(外務省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者用駐車場の利用マナーについて啓発活動を行うべき。 	<p>実施計画において、障害者用駐車スペースを必要とする障害者等が円滑に利用できるようにするため、駐車スペースの趣旨の周知や分かりやすい表示の普及等を図ることとしている。(内閣府、厚生労働省、国土交通省)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・障害児に対する理解を促進するため、できるだけ幼いうちから地域における交流及び共同学習等の一緒に活動できる機会を設ける。 ・新たな特別支援学校学習指導要領において、交流及び共同学習について明確な内容を盛り込み、交流及び共同学習の機会を一層拡充すべき。 	<p>実施計画において、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進することとしている。</p> <p>平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申においては、交流及び共同学習について「双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努める」とされている。この答申を踏まえ、特別支援学校及び高等学校の学習指導要領については、平成 20 年秋を目途とした検討を行っているところ。また、幼稚園及び小・中学校の学習指導要領等は、平成 20 年 3 月に改訂され、交流及び共同学習の機会を設ける旨の規定がなされた。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関、自治体や銀行の窓口などで障害に応じた配慮が必要。 ・行政機関の中での障害者理解を進めるべき。 ・市区町村の窓口で精神障害を理解した人を配置すべき。 ・障害者施策以外の制度についても、障害者にとって利用しやすいようにすべき。 	<p>実施計画において、行政機関、企業等の職員に対し、障害者への配慮マニュアルの活用、各種研修の実施等により、障害の特性や必要な配慮等に関し周知を図り、その一層の理解と協力を促進することとしている。(内閣府、関係省庁)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・警察、司法、矯正施設における対象者の保護・矯正・更生・訓練のために、知的障害や発達障害に関する専門性の啓発、専門職による支援が必要。 	<p>実施計画において、行政機関の職員に対する障害者理解の一層の促進を図ることとしている。</p> <p>警察では、平成 20 年 3 月、障害のある人にかかわる課題を始めとする各種人権課題に対する理解を一層促進するため、執務資料「人権に配慮した警察活動のための手引」を作成の上、全国警察に配付し、これを活用した教育の推進を図っている。また、主に保護を取り扱う部門の研修等において、必要に応じ、障害に関して専門的知識を有する者の支援を受けることを検討する。(警察庁)</p> <p>法務省では、保護観察官に対する研修において、知的障害や発達障害に関する専門的知識の習得等を目的とする講義を実施している。更生保護施設職員に対する知的障害等についての啓発に努めることとしている。(法務省)</p>

2. 生活支援分野

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の見直しにおいて、 <ul style="list-style-type: none"> - 利用者負担を廃止・軽減すべき。 - 地域間格差を是正すべき。 - 地方公共団体の財政負担を軽減すべき。 - 障害の範囲を見直すべき。 - 障害認定を適正化すべき。 - 障害程度区分やサービス量決定体系を見直すべき。 - 障害程度区分による利用制限を地域の実情に応じて緩和すべき。 - 報酬単価を引き上げるべき。 - 事業者の経営基盤を強化すべき。 - 小規模作業所の円滑な移行のために要件緩和や財政支援を行うべき。 - 障害関連福祉法を一元化すべき。 - 介護保険制度との統合は行うべきでない。 - 住宅手当を創設すべき。 - 障害基礎年金を増額させるなど、必要な所得を保障すべき。 - 盲ろう者通訳介助者派遣事業について、都道府県ごとではなく、国の義務的制度にすべき。 - サービス内容が複雑であり、当事者等が必要なサービスを自ら選択することが困難。 - 障害者自立支援法でガイドヘルパーが廃止され、有資格者の確保が困難となっており、視覚障害者を受け入れられる事業所が過少。 	<p>実施計画において、障害者自立支援法の抜本的な見直しの検討を進めることとしており、本年 4 月から社会保障審議会障害者部会における議論を開始したところ。(厚生労働省)</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会における身近な相談支援機関を整備すべき。 ・生涯にわたる一貫した相談支援体制のシステムを確立すべき。 ・市町村における相談支援事業の整備と財政的支援等の強化を図るとともに、サービス利用計画作成費の対象者を拡大し、地域自立支援協議会の機能を強化すべき。 ・サービスの支給決定に際しては、利用者の意向が反映できる相談支援体制を整備・強化すべき。 ・訪問型の相談支援事業の拡充のため、運営基盤（職員配置、財政基盤等）の強化が必要。 ・都道府県の単位で、手話等により聴覚障害者との直接のコミュニケーションが可能な専門家を配置する相談支援事業を実施すべき。 ・手帳を所持しない者でも積極的に相談支援を受けられる身近な体制の整備を検討すべき。 ・相談窓口においては、障害者からの申請を待つのではなく、その発言や生活全般に目配りして必要な対応を取るようすべき。 	<p>実施計画において、地域自立支援協議会を中心とした障害者の地域生活を支えるネットワークを構築することとしている。（厚生労働省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・警察、司法、矯正施設における対象者の保護・矯正・更生・訓練のために、専門職による支援や更生プログラムへの参加が必要。 	<p>実施計画において、矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進を図ることとしている。</p> <p>留置施設に障害者を留置した場合には、必要により外部の医療機関による診療を行うなど適切な処遇に努めている。また、主に保護を取り扱う部門の研修等において、必要に応じ、障害に関して専門的知識を有する者の支援を受けることを検討する。（警察庁）</p> <p>法務省では、少年院において、専門職（臨床心理士等）の協力を得つつ、発達障害を有する少年院在院者等に対する効果的な指導方法等について検討し、処遇の一層の充実を図ることとしている。また、刑事施設においては、受刑者に対するカウンセリング業務及び性犯罪再犯防止指導等の改善指導の指導業務について、民間の臨床心理士等の協力を得て実施しているところである。（法務省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援及び在宅サービス・施設サービスの充実が必要。 ・居宅生活を支える事業を充実させるべき。 	<p>実施計画において、障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤整備を行うこととしている。（厚生労働省）</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の地域移行のためグループホーム等を大幅に増加させる等、支援策を整備すべき。 ・社会的入院患者の地域移行に当たり、介護保障、住居提供・斡旋、所得保障の充実を図るべき。 ・302 万人の精神障害者のうち強制入院させられている約 1 割の者、任意入院のうち約半数の閉鎖病棟に入れられている者の地域移行を進めるべき。 	<p>実施計画において、精神障害者の退院促進と地域移行の推進を図ることとしている。今後とも、精神障害者保健福祉手帳に基づく各種の援助施策について、より一層の支援が得られるよう事業者等に働きかけを続けてまいりたい。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行の方向のみならず、成人の入所施設の在り方についても検討すべき。 	<p>障害者自立支援法においては、地域移行を進める一方で、入所での支援が必要となる障害者については、入所施設において適切な支援を行っていく仕組みとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者専用のバリアフリー対応の福祉住宅を造り、相談支援センターを併設すべき。 ・精神障害者の賃貸住宅への入居支援のため、市区町村における公的保証人制度を早急に整備すべき。 ・公営・公社住宅への精神障害者の優先入居について配慮すべき。 	<p>実施計画において、新設されるすべての公共賃貸住宅について、バリアフリー化を推進することとしている。(国土交通省)</p> <p>高齢者、障害者等の賃貸住宅への入居円滑化のために、高齢者居住安定基金を活用し、家賃に係る債務保証を実施している。(国土交通省)</p> <p>実施計画において、住宅確保要配慮者に対する公営住宅などの供給や優先入居の措置等の促進を図ることとしている。(国土交通省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後、休日等の障害児の活動の場の確保のための活動を行っている事業所に対する支援が必要。 	<p>実施計画において、放課後や夏休み等の長期休暇の間の居場所を確保するための施策を推進することとしている。(厚生労働省、文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・一貫したネットワークの下、乳幼児期から学齢期、就労支援、社会生活支援を含めた移行支援等、生涯にわたっての発達支援を行うため、「個別の支援計画」を策定したり、成長記録や各種サービスの利用記録等を家族が使えるようにまとめたりする等、発達支援の体制及び方法を開発すべき。 	<p>実施計画において、発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労・教育等の制度横断的な関連施策の推進を図ることとしている。</p> <p>発達障害者支援体制整備事業や発達障害者支援開発事業において、支援情報の蓄積を行う個別支援ファイル等の開発が行われている。効果的な事例については、自治体事例集を作成し普及を行う予定である。(厚生労働省)</p> <p>文部科学省が各都道府県を通じて実施している「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」において、長期的な視点に立って、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを的確に把握して、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、教育的支援の目標や内容、役割等を記載した「個別の教育支援計画」の策定を推進している。また、教育、医療、保健、福祉、労働等に関する情報を集約した「相談支援ファイル」の作成・活用についても推進しているところ。(文部科学省)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターにおける専門知識をもつ職員の配置、事業の拡充を図るべき。 	<p>実施計画において、発達障害者支援法を踏まえ、保健・医療・福祉・就労・教育等の制度横断的な関連施策の推進を図ることとしている。</p> <p>発達障害者支援センターについては、各都道府県の整備状況を踏まえながら、専門的なアセスメントやモニタリングを行う機関としての位置づけを明確にすることとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で発達障害者を支援するスーパーバイザーの育成に向けたシステムを確立すべき。 ・発達障害児・者支援に関わる専門家や職員を増員し、専門性を向上させるべき。 ・発達支援を担う心理臨床家等の人材が長期的に安定して専門性の提供が可能となるよう、身分や待遇の向上が必要。 	<p>実施計画において、発達障害児やその保護者に対応できる技能を持つ専門家など、地域で核となって支援を進める人材を育成するための研修を行うこととしている。</p> <p>発達障害者支援センターは、発達障害について専門的な支援を行う者と協力しつつ、直接処遇を行う職員に対してバックアップを行う体制整備を行うこととしている。</p> <p>また、発達障害者支援のための各分野共通のテキストやマニュアルを作成し、それぞれの分野が行う研修に利用できるようにするとともに、実際に発達障害の支援等に取り組んでいる施設等における実地研修のシステム作りに取り組む。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児・者の家族支援について、調査研究や情報収集を行い、適切な情報提供等ができる体制を整備すべき。 	<p>発達障害の調査研究について検討を行う場を設けた上で、これまでの取組が不足していた家族支援等の分野についても取り組むこととしており、現在の発達障害情報センターの機能を強化するとともに、必要な情報の収集、分析、発信が適切に行えるような体制の強化を図ることとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係人材の確保に向けた取組を行うべき。 ・市町村レベル(特に、地方都市)において障害者が等しく専門職による支援が受けられるよう、人材の育成と配置を進めるべき。 ・人材確保のため、介護報酬を適正化すべき。 ・肉体的、精神的にきつい仕事であるのに給料が安いことから、新たにヘルパーになる人材の確保やサービスの供給増加が困難。 	<p>実施計画において、福祉人材の養成・確保のための取組を強化することとしている。</p> <p>良質な人材の確保のため、平成 21 年 4 月に障害福祉サービス費用の額の改定を行うこととしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉関係予算を増額すべき。 ・毎年 2,200 億円の予算削減は撤回すべき。 	<p>国の障害保健福祉予算については、障害者自立支援法の施行後、毎年 10 パーセント程度の高い伸びを確保しているところ。引き続き、障害福祉サービスの基盤強化等のため、必要な予算の確保に努めていく。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者にも福祉手当を支給すべき。 ・特別障害者手当の支給基準を緩和すべき。 	<p>特別障害者手当は、日常生活において常時特別の介護を必要とする重度障害者に対して、その負担の軽減を図るため重点的に手当を支給することとしていることから、支給要件に該当すれば、特別障害者手当として月額 26,440 円を支給しているところ。支給基準を緩和することは困難である。(厚生労働省)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の早期発見と支援のために市町村の児童相談部署に保護者支援・子育て支援に関する専門職が配置されるよう、専門職配置定数を統一的に明示すべき。 ・障害の有無にかかわらず児童の健全育成を図る視点から、児童福祉法において障害児支援の充実・強化を図るべき。 ・障害児の発達支援は、親への支援を通じて行うべきであり、母子保健、一般児童福祉、児童福祉、教育の連携が重要。 ・重症心身障害児については、成人後も、子どもの頃からのかかりつけである小児科医や小児神経科医において、児・者一貫の継続した支援がなされるようにすべき。 ・難聴児通園施設など障害児専門機関を拡充するとともに、当該機関における言語聴覚士の配置・活用を行うべき。 ・就学後の指導や相談に対応できるよう、心理判定員等の専門職を配置するなど、療育相談を充実させるべき。 	<p>厚生労働省において「障害児支援の見直しに関する検討会」の報告がとりまとめられたところである。これを踏まえて、今後の障害児支援の在り方について考えてまいりたい。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・診断の有無にかかわらず、子育て支援の枠組みで早期支援を提供すべき。 	<p>保育所は、日々保護者の委託を受けて、「保育に欠ける」乳幼児を保育することを目的とする施設である。したがって、市町村が、その申込みに係る乳幼児が「保育に欠ける」旨の認定を行えば、乳幼児は、障害の有無に関わらず、保育所に入所することは可能である。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等の児童福祉施設に知的障害、発達障害の専門的知識を持つ臨床心理専門職を配置すべき。 	<p>平成 11 年度から児童養護施設、平成 13 年度から乳児院及び母子生活支援施設、平成 18 年度から児童自立支援施設に心理療法を担当する職員を配置している。心理療法担当職員は、心理療法、生活場面面接、施設職員への助言及び指導、処遇検討会議への出席等を行っている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・医療設備のある短期入所施設や病棟を整備し、必要な看護師を確保するなど、重症心身障害児者の保護者が介護からの一時的な休息を取ることができるようにすべき。 	<p>現在、医療機関において短期入所を行い、そこで重症心身障害児者を受け入れた場合、通常よりも高い報酬を算定することとしている。また、平成 21 年 4 月より報酬・基準が改定されることとなっており、短期入所についても、サービス内容に対して適切な報酬・基準となるよう検討していくこととしている。(厚生労働省)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害について取り組むNPOが容易に認定NPOを取得できるように制度を弾力的に運用すべき。 	<p>認定審査は、法令に基づき行っており、認定NPO関連税制については、累次の税制改正により、認定要件の緩和や申請手続の簡素化を行ってきたところである。また、申請手続が円滑に行われるよう、申請のための手引等を作成するとともに、各国税局ではNPOからの照会・相談を受け付けている。(財務省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・民法における親子間の扶養義務制度は、公的責任を曖昧にし、自立意欲を減衰させるため、見直すべき。 ・成人の障害者の経済的自立は社会の責務とし、扶養関係は、精神的な支えであることに留めるべき。 	<p>親子間を含む親族間の扶養義務を定めた民法の規定は、親族間の扶養等の権利義務について、社会の変化や個別の事情に即した弾力的で適切な処理がされるよう配慮したものとなっている。したがって、民法の規定は、見直す必要はない。(法務省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の成年後見人に悪意がある場合に被後見人が保護されない問題について検討すべき。 	<p>現行法の運用において、成年後見人は家庭裁判所によりふさわしい者として選任され、精神障害者の適切な保護を図っているものと承知しているが、選任後も家庭裁判所及び(事案によって)成年後見監督人が必要に応じて後見監督を行うこと等によって、精神障害者等の被後見人が不利益を被るような事態が生じないように配慮されているものと承知している。法務省としては、今後とも、成年後見制度の運用の実情について、注視を怠らないように努めてまいりたいと考えている。(法務省)</p>

3 . 生活環境分野

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の住民への情報伝達に精神障害者の情報も加え、精神障害者の特性に配慮した地域防災ネットワークを確立すべき。 ・災害時支援のために精神障害者に関する情報を民生委員、自治公民館等に提供することについて、当事者から強い拒否があるため、情報の共有が困難。 	<p>実施計画において、市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するための支援体制を確立することとしている。(内閣府)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者も、他の障害者と同等の運賃割引サービスを受けられるようにすべき。 	<p>鉄道等公共交通機関の運賃割引については、各事業者の自主的な判断に基づき、主として身体障害者及び知的障害者に対して実施されているが、平成 18 年 10 月より精神障害者保健福祉手帳についても本人確認が容易になっており、同手帳の交付を受けた精神障害者に対する運賃割引の実施について、引き続き交通事業者の理解と協力を求めていく。(国土交通省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ディスレクシア()を対象に、運転免許試験のペーパー試験を口頭試問で受験できるようにする等の配慮が必要。 <p>知的に問題が無く、聴覚・視覚の知覚的機能は正常なのに、読み書きに関しては特長のあるつまずきや学習の困難を示す症状。((NPO)エッジホームページより)</p>	<p>自動車等を運転するためには、道路標示や道路標識について読解する能力が必要であるほか、道路交通関係法令等の安全運転に必要な知識を修得・理解するためには、運転免許試験問題を読解する程度の能力が必要であることから、運転免許試験問題を読解できない方を対象に口述試験を実施することはできないが、問題の内容を容易に理解することができるように、試験問題の漢字に振り仮名を付けたり、読み方についての質問を認めるなどの措置を講じているところである。(警察庁)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の後部座席におけるシートベルト着用の義務化について、本人の健康や安全の観点から、知的障害者に対する適用除外等の配慮が必要。 	<p>道路交通法では、「政令で定めるやむを得ない理由があるとき」は、シートベルトを着用しなくてもよいこととされ、これを受け道路交通法施行令では、「負傷若しくは障害のため又は妊娠中であることにより座席ベルトを装着させることが療養上又は健康保持上適当でない者を自動車の運転者席以外の乗車装置に乗車させるとき」が定められている。ここにいう「障害」には、身体の障害のみならず、知的障害も含まれると解されることから、知的障害者の中でシートベルトを着用することが療養上又は健康保持上適当でない者については、シートベルトを着用しなくてもよいこととされている。(警察庁)</p>

<p>・盲ろう者が駅の券売機や金融機関の ATM を使いやすいよう配慮がなされるべき。</p>	<p>バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準において「乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち 1 以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。」と規定しており、バリアフリー整備ガイドラインでは、券売機等の点字表示等について望ましい例を具体的に示し、バリアフリー化の促進を図っている。(国土交通省)</p> <p>障害者の方々に配慮した取組が金融機関の経営判断に基づき自発的に行われることは、企業の社会的責任の観点から極めて重要と考えている。また、利用者利便の向上等の観点から、CSR 事例集の公表を行うことにより、金融機関に対し、障害者の方々に配慮した取組を含め、社会的責任を踏まえた取組を促している。さらに、金融団体等との意見交換の機会を捉え、金融機関に対し、視覚障害者対応 ATM の普及促進に向けた要請を行うとともに、各金融機関の取組状況のフォローアップに努めてきたところであり、今後とも、こうした取組を進めていくこととしている。また、盲ろう者の方々への配慮についても、金融団体等との意見交換に努めてまいりたい。(金融庁)</p>
<p>・トイレのユニバーサルデザインとして、ウォッシュレットの操作パネルの位置を便座の周囲に統一すべき。</p>	<p>ユニバーサルデザインの取組を推進していくことは重要ではある。しかし、画一的な基準等での対応は、適切ではない場合もあるので、慎重に対応していきたい。(経済産業省)</p>

4 . 教育・育成分野

<ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援計画の作成・活用について法令で義務付けるべき。 ・個別の支援計画に準じた個別の指導計画を策定すべき。 ・個別の教育支援計画等、生涯を通じて利用できる支援計画の策定・活用を推進すべき。 ・特別支援学校のみならず、幼稚園、小・中・高等学校においても個別の支援計画を策定すべき。 ・乳幼児期から学齢期までを見通す就学支援計画を設定すべき。 ・個別の支援計画策定に専門職が関与すべき。 	<p>実施計画において、教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、学校において、個別の教育支援計画の位置付けの明確化、その策定・活用の推進を図ることとしている。</p> <p>文部科学省が各都道府県を通じて実施している「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」において、長期的な視点に立って、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを的確に把握して、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、教育的支援の目標や内容、役割等を記載した「個別の教育支援計画」の策定を推進している。また、教育、医療、保健、福祉、労働等に関する情報を集約した「相談支援ファイル」の作成・活用についても推進しているところ。（文部科学省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児に対する教育を充実させるべき。 ・後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制を整備すべき。 	<p>実施計画において、発達障害児を含む障害のある幼児児童生徒への支援のための支援体制を整備することとしている。特に、高等学校等を重点的に整備することとしている。（文部科学省）</p> <p>実施計画において、高等学校における発達障害を含む障害のある生徒の就労を支援するため、関係機関等が連携した特別支援教育体制を整備することとしている。（文部科学省、厚生労働省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校や小・中学校において、特別支援教育コーディネーターの定数配置化をすべき。 	<p>実施計画において、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制を整備することとしている。</p> <p>文部科学省では、特別支援学校におけるセンター的機能の充実を図るため教員定数を改善してきたところであり、今後も毎年の予算編成を通じて必要な教員数を確保してまいりたい。（文部科学省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害を対象とした通級加配人員を、5年間で最低5,000名程度、計画的に確保すべき。 ・特別支援教育を推進するため特別支援学校教員手当の継続と教職員の定数増が必要。 	<p>文部科学省では、これまで計画的に通級指導のための教員定数を改善してきたところであり、今後も毎年の予算編成を通じて必要な教員数を確保してまいりたい。（文部科学省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県又は各地域ブロックに特別支援教育の情報集約、教員への助言指導を行うセンター的機能を持つ施設を設けるべき。 	<p>実施計画において、特別支援学校による小・中学校等への支援を推進することとしている。（文部科学省）</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校教諭免許保有率の早期向上など、学校及び教職員の専門性の確保と資質の向上を進めるべき。 	<p>実施計画において、特別支援学校教諭免許保有率の向上を図るとともに、特別支援教育に関する教員研修を促進することとしている。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者、内部障害者について、教師等に対する啓発を推進すべき。 ・聴覚障害児の教育に関わる全教職員が、手話を習得できるようなシステムを確立すべき。 	<p>実施計画において、特別支援教育に携わるすべての教員の専門性を向上させるため、都道府県の講習や校内研修の促進を図ることとしており、文部科学省においては、大学等と連携し、教員の専門性を向上するための研修を行っている。</p> <p>また、国立特別支援教育総合研究所において、手話を活用した指導法を含めた専門的な研修や、聴覚障害教育における指導法に関する研究等を行い、その成果の普及を図っている。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・免許更新の際の講習に際しては、通常学級の教諭も含めすべての教員が、特別支援教育に関する講習を履修できるようにすべき。 	<p>免許状更新講習の内容のうち、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」は、「子どもの発達に関する、脳科学、心理学等の最新知見に基づく内容(特別支援教育に関するものを含む)」を含むこととされており、すべての教員が特別支援教育に関する内容を学ぶこととなっている。</p> <p>「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」において、特別支援教育について更に知識を深めることも可能である。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・学校外の人材・資源・資格等を活用すべき。 ・作業療法士を特別支援教育支援員として配置すべき。 ・特別支援学校等の指導方法の充実のために外部専門家との継続的な連携及び活用を行うべき。 ・特別支援学校において適切な支援を行うため、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部専門家を活用すべき。 	<p>実施計画において、障害に関する外部専門家の学校における活用を図ることとしている。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育総合研究所を存続させるべき。 	<p>実施計画において、国立特別支援教育総合研究所における研究や研究の実施、教育情報の提供を行うこととしている。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう児に対する専門的な教育法について勉強する機関が必要。 	<p>国立特別支援教育総合研究所において、都道府県における指導的立場にある教員等を対象とした専門的な研修を行うとともに、盲ろう者に対する指導法等に関する研究を行い、その成果の普及を図っている。(文部科学省)</p> <p>実施計画において、特別支援教育に携わるすべての教員の専門性を向上させるため、都道府県の講習や校内研修の促進を図ることとしており、文部科学省においては、大学等と連携し、教員の専門性を向上するための研修を行っている。(文部科学省)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校卒業後の進路の確保・拡大を図るべき。 	<p>実施計画において、特別支援学校と関係機関等が連携・協力して現場実習先の開拓や新たな職域の拡大を図ることとしている。(文部科学省、厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育における入試、入学から卒業まで、進路について配慮や支援が必要。 ・高等教育において、障害学生を積極的に受入れるべき。 	<p>実施計画において、障害学生の支援の充実を図ることとしている。(文部科学省) 実施計画において、大学における障害のある学生の就労を支援することとしている。(文部科学省、厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・中学及び高校の教科書に精神病・精神障害の内容を記載し、正確な知識を習得させるべき。 ・義務教育(中学校)段階で精神障害について学ぶ機会を持つべき。 	<p>学習指導要領においては、昭和 52 年、指導内容の精選、ゆとりある学校生活等を基本方針とした改訂が行われ、中学校保健体育科では、生活における健康問題を正しく理解させるために必要な基本的事項を十分理解させるための指導に重点を置くこととなり、「精神障害」についての記述は削除された。 教科書は民間の教科書発行者が著作・編集を行っており、学習指導要領を踏まえて、どのような事項をどのように記述するかについては、発行者の判断に委ねられている。 なお、現行の高等学校・保健体育の教科書では、精神と身体の関係や精神の健康の保持増進などについて、また中学校社会(公民的分野)の教科書では、基本的人権を中心とした人間尊重の考え方について扱っているところである。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場での手話使用に積極的に対応すべき。 ・聴覚障害児の教育においては、手話を使った教育を重視すべき。 	<p>特別支援学校学習指導要領では、自立活動の内容として「コミュニケーション手段の選択と活用に関すること」を示しており、特別支援学校(聴覚障害)等では、幼児児童生徒の障害の状態や発達段階などに応じて、音声、文字、手話などの多様なコミュニケーション手段を活用する指導が行われている。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・学校において障害児の移動を介助する等、教師を補助する要員を配置すべき。 ・特別支援教育支援員をすべての学校に配置できるよう国の支援が必要。 ・通常学校における聴覚障害児に対して、手話通訳や要約筆記等の合理的配慮を提供すべき。 	<p>平成 19 年度より、公立小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して、学校生活上の介助、学習上のサポートを行う特別支援教育支援員を配置するための経費を地方財政措置している。平成 20 年度は全公立小・中学校数に相当する約 3 万人分が地方財政措置されたところ。これらの措置等により、障害の状態等に応じた適切な教育や必要な支援が受けられるよう、努めているところである。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校において、知的障害者から自閉症者を独立させるとともに、特別支援学級において、情緒障害者から自閉症者を独立させるべき。 ・特別支援学校における自閉症児に対する教育について、都道府県において研究指定をするなど検討を進める必要。 	<p>特別支援学校等における自閉症の取り扱いについては、研究開発学校制度を活用するなどして自閉症の特性に応じた指導方法等について研究・開発を進めているところであり、今後、自閉症児の特性に応じた教育が全国的になされるよう、検討していくこととしている。(文部科学省)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ディスレクシアに合った学習（特に、国語、英語）の指導法の研究、普及を図るべき。 	<p>発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒の実態等に応じた教育課程編成や指導方法等について、指定校等において実践研究を行っているほか、学習指導要領の解説において、発達障害の児童生徒を指導する際の配慮事項を示したところである。また、発達障害教育情報センターにおいて、それらの情報やディスレクシアを含めた発達障害に関する正しい理解啓発を図ることとしている。（文部科学省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室に関する検討を開始し、実現すべき。 ・空き教室の利用を促進し、特別支援教室を制度化すべき。 	<p>文部科学省においては、「特別支援教室」について、平成 18 年度より研究開発学校やモデル校などを活用した研究を行っているところ。これらの研究を通じ、「特別支援教室」の制度の在り方や運用上の課題について、引き続き検討していくこととしている。また、空き教室の利用については、各設置者の責任において、それぞれの地域の実情を踏まえ、適切に対応すべきものと考えている。（文部科学省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場においてディスレクシアの実態調査を実施すべき。 	<p>今後検討すべき課題であると認識している。（文部科学省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・教科書バリアフリー法に基づき、調査研究推進に係る予算措置を講じるべき。 	<p>21 年度概算要求において、「発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業」として要求中である。（文部科学省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・教科書バリアフリー法においては、対象が拡大図書、点字図書に限定されているが、諸外国で有効性が確認されている電子ファイル化された教科書にも拡張するべき。 	<p>障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成 20 年法律第 81 号。以下「法」という。）の対象となる「教科用特定図書等」とは、教科用拡大図書、教科用点字図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るもの（法第 2 条第 1 項）とされている。ただし、法第 10 条に規定する小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付については、法第 2 条第 1 項において教科用特定図書等が「検定教科用図書等に代えて使用し得るもの」と定義されていることから、現状における学校での使用状況や指導の実態に照らして、当面は、教科用拡大図書及び教科用点字図書について対象とすることとする。また、その他の図書等が児童及び生徒の障害の状態に応じた教科用特定図書等に該当するかどうかについては、文部科学省における研究成果や学校での使用状況等を踏まえ検討することとし、今後、法第 9 条第 2 項に基づき、関係機関に対して教科用特定図書等についての必要な情報の提供を行う予定である。（文部科学省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園・保育所と高校における巡回相談及び専門家チームの派遣を実施すべき。 	<p>文部科学省が各都道府県を通じて実施している「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」においては、小・中学校のみならず幼稚園、高等学校、保育園についても巡回相談及び専門家チームの派遣の対象としている。（文部科学省）</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導のための教室を各学校に整備すべき。 	<p>文部科学省としては、公立学校施設の整備の一貫として、通級による指導のための教室の整備についても、国庫補助の対象としているところであるが、通級による指導の実施については、児童生徒の実情等に応じて行われるべきことであり、各学校の判断に委ねられている。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する正しい理解を深めるためにも統合教育が必要であり、児童や保護者が子どもの能力に応じた環境を選択することができるようにすべき。 	<p>学校教育法の改正(平成 19 年 4 月施行)に伴う関係法令整備の中で就学手続きについても見直しが行われ、市町村教育委員会が障害のある児童の就学先を決定する際には、当該児童生徒の教育的ニーズを一層的確に把握するため、専門家からの意見聴取に加え、当該児童生徒の日常生活上の状況等について最もよく把握している保護者の意見も聴取することとなった。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育のシステムの機能や課題について検証し、全学校で適切な特別支援教育を実施できる体制を整備すべき。 	<p>「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を各都道府県に委嘱して実施し、特別支援教育の総合的な体制整備を推進しているところ。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場において、子どもの心の問題を理解し、必要に応じて医療につなげられる支援体制を構築すべき。 	<p>学校においては、養護教諭が専門的知識をもって児童生徒の健康管理を行うとともに、児童生徒の心身の健康に関する指導や相談に当たっている。</p> <p>また、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校に配置している。</p> <p>さらに、学校保健法の改正(平成 21 年 4 月施行)において、保健指導(法第 9 条)、地域の医療機関等との連携(法第 10 条)等を規定している。今後、養護教諭その他の職員が相互に連携し、必要に応じて地域の医療・福祉等の関係機関との連携を行うなどの保健指導が充実されるものとする。</p> <p>このほか、各診療科の専門医を学校に派遣し、専門医による児童生徒等の健康相談等を行う「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」を各都道府県に委託して実施しているところ。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・学校にエレベーターがない場合には、教室を低層階に変更する等の柔軟な対応を行うべき。 	<p>学校運営については、児童生徒の実情等に応じて行われるべきことであり、各学校の判断に委ねられているものであるが、文部科学省においては、各学校における特別支援教育のより一層の推進を図るため、「特別支援教育の推進について(通知)」を发出し、特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組などの基本的な考え方、留意事項等について周知しているところ。(文部科学省)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・県と市の負担で実施している少人数学級について、国の支援が必要。 	<p>県が実施している少人数学級については、義務教育費国庫負担金の範囲内で実施することも可能としているところである。文部科学省としては、今後とも学級編制に係るナショナルスタンダードを維持しつつ、地方の取組が進むよう努めてまいりたい。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校において医療的ケアを担う看護師の増員配置や勤務形態(常勤、非常勤の別)について検討すべき。 	<p>特別支援学校における医療的ケアの状況について、毎年調査を行い実態把握に努めるとともに、医療的ケアに関する研修を全国4ブロックに分け、毎年実施している。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設整備においては、バリアフリー化とともに、耐震構造による安全確保が必要。 	<p>学校施設の耐震化については、バリアフリー化と同様、これまでも、学校設置者に対し指導等を行うとともに、国庫補助の対象としてきたところである。特に大規模地震による倒壊の危険性が高い学校施設の耐震化については、できる限り早急に耐震化を図る必要があるため、本年6月に地震防災特別措置法の改正により公立学校については国の補助の特例が、私立学校については財政上・金融上の配慮規定が設けられたところである。今後も国会で審議される国の補正予算案における財源措置も活用するなど、学校施設の耐震化の加速に取り組んでいくこととしている。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校高等部において学習したことを高等学校のカリキュラムに読み替えられるようにすること等により、大学進学への障壁を除去すべき。 	<p>特別支援学校高等部では高等学校に準ずる教育を行っており、特別支援学校高等部の課程を修了した者も大学入学資格を有する。</p> <p>また、「大学入学者選抜実施要項(高等教育局長通知)」において、障害者の受験機会を確保する観点から、障害の状態に応じた受験上の特別措置への配慮を各大学に求めている。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・全教員に共通する道徳教育の中で障害者に対する理解について教育することができるよう、道徳教育の指導要領の解説書に障害者に対する理解について盛り込むべき。 	<p>本年公表した小・中学校の新学習指導要領解説道徳編においては、「車椅子体験やアイマスク体験などの模擬体験」などの活動を取り入れることが考えられることとするなど、障害者理解に関する記述を盛り込んだところである。</p> <p>また、小・中学校の新学習指導要領の特別活動において、障害のある人々との触れ合いを充実する旨記述している。(文部科学省)</p>

5 . 雇用・就業分野

<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関が率先して知的障害者の雇用促進を図るべき。 	<p>実施計画において、各府省・各地方公共団体において知的障害者等のチャレンジ雇用を推進することとしている。(総務省、厚生労働省、関係省庁)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会での雇用率が低い、すべての機関で遵守すべき。 ・ 学校における警備、清掃等の業務への就労を促進することにより、教育委員会の障害者雇用率を上昇させるべき。 	<p>実施計画において、すべての公的機関で障害者雇用率を達成することとしており、特に障害者雇用率の達成率が低い都道府県教育委員会での障害者雇用の取組の促進を図ることとしている。(厚生労働省)</p> <p>文部科学省としては、各都道府県教育委員会による障害者の雇用について、適切な実態把握と他の都道府県の取組を参考にすることで計画的な採用の改善に努めるよう促している。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者保健福祉手帳の保持者についても雇用義務化すべき。 ・ 雇用率制度を改正し、精神障害者の雇用義務を推進すべき。 	<p>実施計画において、精神障害者の雇用機会の拡大を図ることとしている。</p> <p>精神障害者の雇用の促進に当たっては、現時点においては、企業の精神障害者への理解を促進するとともに、精神障害者の特性に応じた支援策を充実・強化していくことが重要であると考えており、今後とも、このような取組を行う中で、精神障害者の雇用状況を見つつ、雇用義務の対象とするかどうかについて検討する必要がある。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者について、診断があれば、障害者雇用率の算定対象に加えるべき。 	<p>実施計画において、発達障害者について、雇用の促進を図ることとしている。</p> <p>発達障害者については、障害者雇用率制度の対象の前提となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業主が就労支援や雇用管理を十分に行えること ・ 障害の特性に配慮した職務の開発がなされていること ・ 障害者であることの客観的な確認が可能であること <p>等の条件が整っていないことから、現時点においては障害者雇用率制度の対象とすることは困難である。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者の就労支援を充実させるべき。 	<p>実施計画において、発達障害者の雇用の促進を図ることとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校卒業後、就職した子どもに対して、生涯にわたって、定期的な相談活動を継続するべき。 ・ ハローワークを中心としたチーム支援体制や地域障害者職業センターの機能を強化・推進すべき。 	<p>実施計画において、ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」による支援により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開することとしている。(厚生労働省)</p> <p>実施計画において、地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制を充実させることとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健、福祉、教育との連携を重視した職業リハビリテーションに当たって作業療法士を活用し、発達障害児者の就労支援を充実させるべき。 	<p>実施計画において、地域障害者職業センターにおいて、あらゆる障害者を対象として、それぞれに必要な職業リハビリテーションサービスを提供することとしている。(厚生労働省)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・就業・生活支援センターを充実させ、求職、就職、就労継続それぞれについて日常的に相談できるようにすべき。 ・就業・生活支援センターを大幅に増設するとともに、精神保健福祉士等の専門職員を確保すべき。 ・自閉症者について、生活面も含め、就労後の定着支援を充実させるべき。 	<p>実施計画において、障害者就業・生活支援センターの全国展開と支援の充実を図ることとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者への就労支援が適切かつ継続的となるよう専門職を起用すべき。 	<p>実施計画において、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を推進することとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業の事業期間終了後も受け入れ企業がないために期限内に就労できず、また、サービス内容が合わず他のサービスにも移行できない者の処遇が課題。 	<p>実施計画において、障害者の職業的自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が緊密な連携の下、個別の支援計画の策定やその活用の推進を図ることとしている。(厚生労働省)</p> <p>実施計画において、福祉施設から一般就労への移行の促進を図ることとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労における工賃の倍増に向けた施策を積極的に実施すべき。 ・障害者が職業能力を習得するためには、作業所や授産施設における技術指導は、一流の能力を有する者から行われるべき。 	<p>実施計画において、授産施設等の平均工賃月額を倍増させることとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児者の職業自立やキャリア教育について、保護者や企業関係者への理解啓発が必要。 	<p>実施計画において、障害者や保護者、企業関係者等を始めとする国民全体に対し、障害者の就労に対する理解啓発の促進を図ることとしている。(厚生労働省)</p> <p>実施計画において、障害のある生徒及びその保護者等に対し、障害者の一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図ることとしている。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自営業も含めて十分に生計維持が可能な労働環境が必要。 	<p>企業で雇用される障害者については、賃金助成のため事業主に対し特定求職者雇用開発助成金の支給を行うなど様々な助成措置を講じているところであり、こうした支援策の実施を含め、障害者の所得の確保に資するよう努めてまいりたい。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施策と雇用施策を連結させた「保護雇用制度」を創設すべき。 	<p>我が国においては、障害者雇用率制度による障害者雇用機会の確保を基本としつつ、一般の事業所では雇用が難しい重度障害者等については、その特性に配慮した仕事の確保や職場環境が整備されている「特例子会社」や「就労支援継続支援 A 型事業所」において、雇用の場の確保を図っているところである。(厚生労働省)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率の調査においては、継続雇用の有無についても調査対象とすべき。 	<p>障害者雇用状況報告は、56人以上労働者を雇用する企業に対して毎年障害者の雇用状況について報告することを求めているが、継続雇用の期間等をその報告内容に加えることについては、企業に対して過度な負担を強いることとなることから、現時点においては、継続雇用の有無を報告対象にすることは考えていない。なお、5年に1度の障害者雇用実態調査においては、障害者の勤続年数状況について調査を行っている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が雇用を継続できるような環境(マイカー通勤、病気休暇制度、フレックスタイム制度等)の整備や社員の理解のための研修会実施に対して助成すべき。 	<p>障害者雇用促進法においては、障害者を新たに雇用し、又は雇用を継続することについての施設・設備等の事業主の経済的負担の軽減を図り、障害者雇用水準の引き上げを図るものについて、障害者雇用納付金制度に基づき各種助成金を支給しているところであり、通勤対策助成金を設けているところである。現時点においては、御意見のような研修会実施に対する助成金の創設は検討していない。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害年金受給者であっても手帳を取得できない障害者の雇用が、雇用率に計上されないのは、当事者の理解を得にくい。 	<p>障害者の範囲については、障害年金制度と障害者雇用率制度は、それぞれの趣旨に基づき設定しているものである。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の就労促進のため、企業における福利厚生の一環としてのヘルスキーパーや、介護保険施設における機能回復訓練指導員の雇用などを実施すべき。 	<p>企業におけるヘルスキーパーや介護施設における機能回復訓練指導員が、視覚障害者の主要な雇用の受け皿となっていることについては認識しており、平成19年には、ハローワークにおいて、御指摘のような職種への職業紹介に努めるよう通知を発出する等その取組を進めているところ。今後とも、引き続き、御指摘のような就労に繋がるよう努めてまいりたい。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・無資格のあんま、マッサージ、指圧師の取締りを強化すべき。 	<p>法に違反する行為があれば、法と証拠に基づいて厳正に対処する。(警察庁)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・職場への手話通訳者、要約筆記者の派遣ができるような仕組みが必要。 	<p>手話通訳者の派遣については、障害者雇用納付金制度に基づき、手話通訳担当者の委嘱助成金を設けているところ。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・(ハローワークにおいて)労働分野の専門性を有する常勤の手話協力員を配置すべき。 	<p>予算面の制約があり、常勤の手話協力員の配置は困難であるが、引き続き予算の確保に努めるとともに、各労働局に対しては、ハローワークへの配置について、障害者の求職状況を踏まえ、設置するよう指示しているところである。(厚生労働省)</p>

<p>・手話通訳担当委嘱制度について、企業からではなく障害者の希望により派遣されるよう制度を変更すべき。</p>	<p>職場における介助については、事業主による配慮が原則であると考えているところ、一定の費用が必要となる特別な配慮事項については、事業主の経済的負担の調整を図り、障害者雇用を促進する観点から、雇用率未達成の事業主から徴収した納付金を財源として、助成金を設け、当該配慮を行う事業主に助成しているところである。職場介助者に係る助成金についても、このような観点から支給されているものであり、実際に委嘱した事業主の申請でなく、障害者本人の申請により支給することは困難である。(厚生労働省)</p>
<p>・盲ろう者通訳介助者派遣事業について、定期的に通う活動において利用できない現状を見直し、職場への派遣が認められるようにすべき。</p>	<p>地方公共団体等において、独自の制度として介助者の派遣事業を行っていることは承知しているが、国としては、既に、職場において介助を必要とする障害者に対する支援として、当該障害者を雇用する事業主が職場介助者を配置するなどした場合の助成金を設けているところ。今後、職場における合理的配慮の中で検討してまいりたい。(厚生労働省)</p>
<p>・指定管理者制度を活用して、公の施設における障害者の就労を促進し、障害者の職域を拡大すべき。</p>	<p>指定管理者制度については、地方自治法に基づき、各自治体において導入されており、各自治体の方針に基づき実施されているものである。(厚生労働省)</p>

6 . 保健・医療分野

<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害について、科学的データを収集すべき。 ・発達障害や子どもの心の問題の科学的解明を進めるべき。 	<p>実施計画において、精神神経疾患の予防・治療法の開発などに結びつく脳科学研究や分子イメージング研究を戦略的に推進することとしている。</p> <p>発達障害の調査・研究にとって重要な共通の評価尺度の開発、発達障害に関するデータベースの構築に取り組むこととしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の早期発見・早期治療のため、精神科と他科が連携して精神疾患の情報を共有するなど、地域医療体制を構築すべき。 	<p>実施計画において、精神科救急医療体制について、地域の実情に応じた確保を図ることとしている。</p> <p>平成 21 年度概算要求において、精神科救急情報センター及び精神科救急医療施設における精神保健福祉士等の増員等により、一般救急医療と精神科救急医療の連携のための連絡調整体制を都道府県ごとに整備することとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士に対して十分な教育を施すべき。 ・精神保健福祉士に対して、資格取得後に現場での十分な研修を義務付けるべき。 ・精神障害者の地域移行のためには、精神保健福祉士等の専門職の配置と育成が必要。 	<p>実施計画において、精神保健福祉士について資質の向上を図ることとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院における医師及び看護師の配置基準に係る特例を廃止すべき。 	<p>「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において検討することとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国で承認されている ADHD に対する適用薬について、国内での治験で効果と安全性を確認の上、迅速に承認するとともに、複数の保険適応薬の使用を許可すべき。 ・精神疾患に関する新薬の開発推進、早期実用化を推進すべき。 	<p>国内では、昨年 10 月に小児の ADHD の適応でコンサータ錠を承認した。また、現在、小児の ADHD の適応でストラテラカプセルが承認申請されている。厚生労働省としては、安全を確保しつつ、医療上必要な薬を迅速に国民に提供できるよう、引き続き努めてまいりたい。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児者の標準的なアセスメント・ツールを開発し、科学的根拠のある標準的な支援方法を明確化すべき。 ・自閉症児の早期診断・治療のため、エビデンスに基づくガイドラインを国が作成すべき。 ・行動療法を中心としたペアレントトレーニングやストレスマネジメント等の早期の親への支援を実施すべき。 ・ABA療育() (又は行動療法)に関する正確な情報を保健・医療、福祉の現場に発信すべき。 	<p>発達障害の調査・研究にとって重要な共通の評価尺度の開発、発達障害に関するデータベースの構築に取り組むこととしており、支援手法の開発の状況を踏まえ、支援手法を収集し、その効果等について客観的な検証を行った上で普及を図ることとしている。(厚生労働省)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ A B A 療育に関わるセラピストによる訪問療育サービスに対して、公的給付を行うべき。 <p>応用行動分析（Applied Behavior Analysis）自閉症児に対する早期療育法。（（NPO）つみきの会配付資料より）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ A D H D を適正に診断・治療できる医師を育成し、適正に処方するための正確な情報提供と指導を行うべき。 ・ 成人の自閉症者を診断できる専門医の人数、入院体制を伴う専門医療機関を充実させるべき。 	<p>支援方法の開発の状況を踏まえ、発達障害の診療を行う医師をはじめとして専門的な支援を行う人材を養成する観点から、実際に発達障害の支援等に取り組んでいる施設等における実地研修のシステム作りに取り組むこととしている。（厚生労働省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 歳児検診、就学時検診を行い、ディスレクシアのリスクのある児童を発見すべき。 ・ 1 歳半検診、3 歳児検診に加え、5 歳児検診においても作業療法士を関与させるべき。 ・ 障害の早期発見のため、乳幼児検診において、言語聴覚士を配置・活用すべき。 	<p>5 歳児健診については、3 歳児健診の時点では発見困難な発達障害児の早期支援のため、5 歳頃に健診を行うことの意義を指摘する研究などもなされていることから、5 歳児健診の必要性も含め、発達障害児の地域支援体制の充実のあり方について引き続き検討を進めてまいりたい。また、1 歳 6 か月児健康診査や 3 歳児健康診査等、母子保健法に基づき市町村が実施する乳幼児健康診査においては、市町村の実情に応じて言語聴覚士等の専門職が配置されているものと認識している。（厚生労働省）</p> <p>就学時の健康診断については、（財）日本学校保健会が「就学時健康診断マニュアル」を作成しており、このマニュアルの中で、「知的障害ではないが、知的機能の発達の偏りや行動上の障害を有する幼児についても、就学時の健康診断においては、できる範囲で明らかにし、教育相談等につなげることが大切である」と記されており、発達上の課題のある幼児についても配慮するよう求めている。また、文部科学省では、支援に関わる関係者の気づきを促し、学校における支援体制の整備を図るため、ディスレクシアを含めた発達障害の判断手順等について「小・中学校における LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」の中で示している。（文部科学省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 臓器移植についての保険適用、特定疾患に対する支援事業を継続すべき。 	<p>臓器移植については、心臓、肺、肝臓、腎臓等の主要な臓器については既に保険収載されているところ。</p> <p>特定疾患治療研究事業については、今後も様々な意見を幅広く伺いながら、事業の適正な実施に努めてまいりたい。また、難病患者の持つ様々なニーズに対応した相談支援、ホームヘルパーの派遣、日常生活用具の給付等による居宅生活の支援等についても、引き続き行っていくこととしている。（厚生労働省）</p>

<p>・自立支援医療に関する制度が複雑なため、精神通院医療受給者の不安を助長している。</p>	<p>自立支援医療については、毎年更新の手続きを行うことにより公費負担医療の必要性をよりきめ細かく確認し、適切な認定を行うことが、適切な制度運営に資するものと考えている。(厚生労働省)</p>
<p>・認知症者については、退院を前提とすべき精神病患者と分離し、精神科病院への入院とは異なる処遇をすべき。</p>	<p>認知症医療体制の整備については、今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会の論点整理においても、精神病床（認知症病棟（旧認知症疾患治療病棟）等）や介護保険施設等の入院・入所機能の在り方を含めた体制の全体像について、総合的に検討を行うこととしているところ。(厚生労働省)</p>

7. 情報・コミュニケーション分野

<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関の文書、一般書籍を対象とする情報バリアフリー化を促進するべき。 	<p>実施計画において、ホームページ等のバリアフリー化に係る普及・啓発を推進することとしている。(総務省)</p> <p>文化審議会著作権分科会において、障害者のいわゆる情報アクセスの観点から、障害者が著作物を利用できる可能性をできる限り確保する方向で検討している。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の平易化、ルビなど、資料を分かりやすく工夫すべき。 ・ 法律や計画について、知的障害者に分かりやすい資料にして配付し、本人にも説明する場を設けるべき。 ・ 盲ろう者は政策に関わる情報を入手することが困難であるため、政府の理解・協力が必要。 	<p>実施計画において、障害者に十分配慮した、分かりやすい広報を推進することとしている。(関係省庁)</p> <p>「成年後見制度及び成年後見登記制度」についてパンフレットを作成し、広く配布しているところ、ルビや図示を多用して分かり易い資料を作成し、広報につとめている。(法務省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会話補助機器等のコミュニケーション関連機器を福祉機器貸与制度の対象とすべき。 	<p>実施計画において、情報・意思疎通支援用具の給付などを行う日常生活用具給付等事業の市町村における適正な運用を促進することとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 活字を読み取る機械など読み書きに関する機器は、日常生活用具ではなく、補装具並みに義務的経費で対応すべき。 	<p>当該機器は現行の補装具の要件に該当しないが、実施計画において、引き続き、情報・意思疎通支援用具の給付などを行う日常生活用具給付等事業の市町村における適正な運用を促進することとしている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者には解説放送が必要。 	<p>実施計画において、解説番組の制作を促進することとしている。(総務省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権法の検討において、音声、点字に加えて、電子データが代替手段として位置付けられるべき。 	<p>実施計画において、障害者の情報へのアクセスに配慮した著作権制度の在り方について検討を進め、必要に応じて法整備を行うこととしている。(文部科学省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報アクセス支援機器について、特別支援学校や職業リハビリテーションセンターにおいても購入できるよう必要な予算を措置すべき。 	<p>私立の特別支援学校に対し、情報アクセス支援機器を含めた設備整備のため、その経費の一部を補助しているところ。また、公立特別支援学校については、平成 17 年度より一般財源化され、各自治体において補助を行っている。(文部科学省)</p>

8 . 国際協力分野

<ul style="list-style-type: none"> ・ ESCAP への支援等、国際協力に関する予算の確保について引き続き努めるべき。 	<p>実施計画において、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）における障害者対策分野での協力を推進することとしている。</p> <p>ESCAP への支援をはじめ国際協力に関する拠出を継続すべく、21 年度概算要求において「国際連合障害者基金拠出金」及び「日本エスカップ協力基金拠出金」を要求中である。（外務省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約の締結に当たり、 <ul style="list-style-type: none"> - 精神保健福祉法の保護者制度を廃止すべき。 - 精神保健福祉法や医療観察法における強制医療、強制入院の制度を廃止すべき。 - 入学段階で障害児を分離せず、本人及び保護者の選択によって就学先を決定できるよう関係法令を見直すべき。 - 労働関係の法制度を見直し、雇用に関わるすべての事項に関して、差別禁止と苦情処理手続による権利保護を明記すべき。 - 情報・コミュニケーション保障法を制定すべき。 - 著作権法の見直しに反映させるべき。 ・ 条約締結に当たり、条約の個々の条項の正確な解釈の上で条約の水準に合致させるようにすべき。 	<p>実施計画において、「障害者の権利に関する条約」について、可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図ることとしている。（外務省及び関係省庁）</p> <p>労働・雇用の分野においては、本年 4 月から労使、障害者関係団体等の関係者からなる「労働・雇用分野における障害者権利条約への在り方に関する研究会」を開催し、具体的な対応の在り方について検討を進めていくこととしている。（厚生労働省）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条約締結に当たり、政府の仮訳と JDF の仮訳との間に相違がないように協議を行うべき。 	<p>本条約が、障害者の人権及び基本的自由の完全な実現を確保し促進する上で、重要な意義を有していることを十分に踏まえ、今後とも、既に行っている障害者団体等との意見交換を通じて得られる訳文に関する意見も参考としつつ、本条約の締結に向けて検討を進めていくこととしている。（外務省）</p>

9 . その他

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法を制定すべき。 	<p>障害者の方が安心して暮らすことのできる地域社会の実現のためには、虐待の防止を含めた障害者の権利擁護が極めて重要であり、昨年末に提出された「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」の報告書においても「障害者に対する虐待の際の対応の明確化を図るなど、障害者の虐待防止等のための制度について検討」とされている。</p> <p>また、社会保障審議会障害者部会における議論の論点としても「虐待防止・権利擁護」が掲げられているところであり、これらの議論を踏まえ、関係各方面と協力しながら引き続き議論していく。(厚生労働省)</p> <p>差別や虐待などの人権侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済及びその実効的な予防を図るため、新たに独立の行政委員会である人権委員会の設置及びこれを担い手とする人権救済制度の在り方について検討を行っている。(法務省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害関連予算に対する予算分配率を欧米諸国並みに上げるべき。 	<p>障害者基本計画等の実施に当たって必要な予算の確保に引き続き努めていく。(内閣府)</p> <p>国の障害保健福祉予算については、障害者自立支援法の施行後、毎年 10 パーセント程度の高い伸びを確保しているところ。引き続き、障害福祉サービスの基盤強化等のため、必要な予算の確保に努めていく。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害」の「害」の字の表記について検討すべき。 	<p>表記については様々な意見があることから、引き続き議論の動向を注視したい。(内閣府)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得、家族支援の実態について、基本法等に法的根拠を置いた調査及び統計等を実施すべき。 ・ 身体障害者(特に、聴覚障害者)の実態調査に当たっては、手帳要件にかかわらず、生活実態上不便を感じる人の実数を把握すべき。 	<p>障害者の所得や家族支援の実態調査については、まずは既存の調査・統計を活用していく。(厚生労働省)</p> <p>身体障害児・者実態調査は、在宅の身体障害児・者の生活の実状とニーズを把握し、今後における身体障害児・者福祉行政の企画・推進のための基礎資料を得ることを目的として、5年に1度実施しており、身体障害者(身体障害者手帳所持者及び手帳は未所持であるが身体障害者福祉法別表に掲げる障害を有する者)のいる世帯を対象とし、国勢調査調査区から抽出した調査区に居住する身体障害者を客体としている。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦割り行政を避けるためにも、厚生労働省の組織機構を障害者施策に関する総合性を備えた組織に改組すべき。 	<p>各府省における障害者施策を総合的に推進するため、内閣に障害者施策推進本部を設置している。(内閣府)</p> <p>障害保健福祉施策については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が、その担当部署として総合的に取りまとめているところ。今後とも障害保健福祉施策の向上に向けて努めていく。(厚生労働省)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義規定の改正に当たっては、個別法における定義規定の改正に結びつけるべき。 	<p>各個別法においては、それぞれの法律の目的に則して適切な定義が設けられるものとする。(内閣府)</p>